

今月の税務トピックス

(インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日閣議決定）では、令和5年10月1日からのインボイス制度開始後初めての確定申告期に向けて、事業者において新たな事務負担が生じていることに配慮し、納税者や税理士が円滑に申告手続を行えるようにするため、消費税に係る帳簿の記載事項の見直し及び簡易課税適用者等における経理処理方法の明確化が公表されています。

本稿では、公表された制度の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し

1 制度の概要

インボイス等保存方式においては、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及びインボイス等（インボイス等の交付を受けることが困難である場合には、帳簿）の保存が仕入税額控除の要件とされます。

このうち、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、インボイス等の交付を受けることが困難である課税仕入れについては、その課税仕入れを行った事業者においてインボイス等の保存を要せず、帳簿のみの保存により仕入税額控除ができます。

2 改正の内容

帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満の少額のものに限ります。）については、帳簿への住所又は所在地の記載が不要とされます。

【帳簿の摘要欄への記載例】

① インボイスの交付義務が免除される3

万円未満の自動販売機

【改正前】○○市自動販売機

【改正後】自動販売機

② 自動サービス機からの商品の購入等

【改正前】××銀行○○支店A T M

【改正後】A T M

3 適用関係

上記2の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10

月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされます。

II 経理処理方法の明確化

1 制度の概要

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者又はインボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例制度）の適用を受ける者のインボイス発行事業者以外からの仕入れについては、原則として仮払消費税等の仕訳は発生しません。

2 改正の内容

仕入れ先が免税事業者か否かにかかわらず、継続適用を条件として、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等の仕訳を計上することが認められます（仕入れ先がインボイス発行事業者か否かを把握する必要なし）。

【仕訳例】免税事業者から220万円の車両を仕入れた場合

【改正前】(借)車輌運搬具 2,200,000 (貸)現金預金 2,200,000

【改正後】(借)車輌運搬具 2,000,000 (貸)現金預金 2,200,000

仮払消費税等 200,000

3 適用関係

上記2の改正は、令和5年10月1日以後に行われる消費税に係る経理処理方法から適用されます。

おわりに

免税購入した者と買取業者が通謀して免税購入品が国内で横流しされている不正に対応するため、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（インボイス導入後3年間は80%、その後3年間は50%の割合を乗じて算出した額の仕入税額控除可）について、一の免税事業者からの仕入れ額が1年間で10億円を超える場合には、その超える部分については、適用できないこととされます。この改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。